

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案に対する意見募集結果（詳細）

令和2年3月19日
原子力安全対策課

原子力防災訓練の教訓、国の基準の改正等を反映した鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案について、県民へのパブリックコメントを実施したところ、合計11件の御意見等をいただきました。

1 意見募集の期間 令和2年2月25日（火）から3月9日（月）まで

2 御意見数 11件（意見11件）

3 応募のあった意見等の内容とそれに対する県の考え方

(1) 両計画共通

(要配慮者への対応)

意見等の内容	意見等に対する県の考え方
<p>【意見】 30km圏内の住民であっても、最低限、車で移動困難な要支援者・乳幼児・妊産婦は、5km圏内のP A Z住民と同じタイミングで避難開始を早めに行うことが必要ではないか。</p>	<p>○国の原子力災害対策指針の原子力災害発生時における防護措置の基本的な考え方は、重篤な確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを合理的に達成可能な限り低く保つことにあり、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓から、P A Z圏内の施設に近い住民は、プルームによる内部被ばくだけではなく、プルームや沈着核種からの高線量の外部被ばくを含めた影響を避けるため、放射性物質が放出される前から予防的に避難することとされています。</p> <p>○比較的施設から距離の離れたU P Z圏内においては、被ばくのリスクを低く抑えることができ、避難時の混乱や被害を防ぐことができる屋内退避が有効であるとされています。</p> <p>○指針の避難のタイミングにおける防護措置を判断する空間線量の値は、乳幼児や妊産婦が考慮されている国際基準よりも低い値とされていますが、年齢が低いほど健康影響のリスクが高くなることから、県の計画では、情報の確実な伝達、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者、バスの優先乗車等の優先避難の配慮等を行っているところです。</p> <p>○なお、ご指摘の趣旨を踏まえ、緊急の避難が必要になった場合の市長等による避難指示等ができることを明示します。</p>
<p>【意見】 妊産婦、乳幼児を優先してバスに乗車とありますが、乗車だけでなく、早くに避難することが重要と思います。早くに避難するためどうしたら良いかもご検討ください。</p>	
<p>【意見】 今の計画では、放射能濃度が高くなるまで、屋内待機で、一定の数値になってから避難開始となっているので、一時集結所まで、徒歩で移動すれば、放射能を浴びることとなる。 このことを防ぐためにも、最低限、車で移動困難な要支援者・乳幼児・妊産婦は、5km圏内のP A Z住民と同じタイミングで、避難開始を早めに行うことが必要ではないか。</p>	
<p>【意見】 被ばくの影響を受けやすい乳幼児・妊産婦は、P A Z地域の住民の避難が開始されるタイミングで避難することを妨げない、といった文面を加えてください(段階的避難の必要性はある程度理解できますが、鳥取県内はP A Zの住民は通過しないので、早めの避難が可能と思います)。 (広域住民避難計画第2章2(8)ア、ウ)</p>	

(安定ヨウ素剤の事前配布)

意見等の内容	意見等に対する県の考え方
<p>【意見】 事前配布を進めることで被ばくをしないで安定ヨウ素剤を服用することができますので、事前配布に力を入れることをご検討ください。</p>	<p>○県と米子市及び境港市では、平成30年度からUPZ圏内に居住する住民のうち、原子力災害発生時に一時集結所で速やかに安定ヨウ素剤を受け取ることが困難で、希望される方に対して事前配布説明会を開催し、安定ヨウ素剤の事前配布を実施しています。</p>
<p>【意見】 今回の修正案の中で、被ばくの影響を受けやすい乳幼児・妊産婦の優先避難についての記述が多くなった点については、改善されたと感じました。ただ、具体的な被ばくの低減対策としては、「(1割の住民を対象とした)バスの優先乗車」「安定ヨウ素剤の優先配布」だけなので、もう少し踏み込んだ内容をお願いします。 特に乳幼児・妊産婦への安定ヨウ素剤の必要性の周知、その事前配布率を上げる必要性につながる文面も入れてください。</p>	<p>○この事前配布説明会に加え、今後、保健所での事前配布も行うなど配布機会の拡充とさらなる周知を図っていきます。</p> <p>○また、市と連携し、乳幼児を含む未成年者や妊婦、授乳婦の安定ヨウ素剤服用優先者への周知方法の強化策について具体的に検討を進めていきます。</p>
<p>【意見】 2020年2月4日に、小泉大臣が、安定ヨウ素剤配布について「30km圏内の住民にも積極的に事前配布するよう24道府県に要請。…住民の健康を第一に考え、十分な効果が得られるタイミングで服用できるよう確実に住民の手に渡ることが不可欠だ。…保健所などで配布する方法も活用するように求める。」と発言したことが報道されている。 現在の県議会でも知事が保健所の配布に言及しているが、この防災計画には、このことが触れられていない。また、「保健所など」とあるので、薬局等なども考えられる。 大臣が配布率に言及しているので、鳥取県も配布率を上げる努力を様々な形で行うべきと考える。</p>	<p>○御意見も踏まえ、「服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者(乳幼児含む)である」と明記した上で、地域防災計画第2章第11節4(39頁)の文章を次のとおり修正します。 「…事前配布を希望する住民に対して、事前配布説明会及び保健所において事前配布を行う。なお、服用を優先すべき対象者へ事前配布に関する周知を積極的に進めるものとする。」</p>
<p>【意見】 「緊急時に安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定され、事前配布を希望する住民に対して、事前配布説明会等において事前配布を行う。」 この事前配布が必要な方の記述に「緊急時に被ばくの影響を受けやすいとされる乳幼児・妊産婦及び18歳以下の未成年者に対して」「自家用車で避難する予定の方」といった記述を入れてください。 (「自家用車」の理由は、自家用車で避難する方が、避難退域時検査場で検査して「通過してよい」と言われた場合、わざわざ下車して安定ヨウ素剤をもらうような体制は現在つくられておらず、また、つくるとしても希望する方は少なく難しいと思うため)</p>	
<p>【意見】 自家用車で避難する方が、避難退域時検査場で検査して「通過してよい」と言われた場合、わざわざ下車して安定ヨウ素剤をもらうような体制は現在作られていません。また、作るとしても希望する方は少なく、難しいと思います。自家用車の方も「事前配布」を勧めるべきと思います。 (地域防災計画第2章2(17))</p>	

(2) 地域防災計画（原子力災害対策編）

その他 特になし

(3) 広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）

項目	意見等の内容	意見等に対する県の考え方
防護措置	<p>【意見】</p> <p>鳥取県の30km圏内の住民は、放射能濃度が高くなるまで、屋内待機で、一定の数値になってから避難開始するというのは、県民の命や健康を守る県の立場からすると問題がある。「一定の被曝は受け入れなさい」と言っているようなものである。</p> <p>また、実際に事故が起きた際には、30km圏内も直ちに避難を開始する住民が多いことは想定される。それにあった避難計画にすべきである。</p> <p>(第2章2)</p>	<p>○国の原子力災害対策指針の原子力災害発生時における防護措置の基本的な考え方は、重篤な確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを合理的に達成可能な限り低く保つことにあり、比較的施設から距離の離れたUPZ圏内においては、プルームによる被ばくのリスクをできる限り低く抑え、避難行動による危険を避けるためにも屋内退避が有効であり、まずは屋内退避をとることを基本としています。</p> <p>○県では、毎年原子力防災ハンドブックの配布や各種講演会を開催し、原子力災害時における適切な行動を理解していただく普及啓発に係る取組みを行っており、今後も引き続きさまざまな機会を通じて住民等に原子力防災について理解いただけるよう努めていきます。</p>
健康管理	<p>【意見】</p> <p>避難所において、低線量被ばくの影響不安を取り除くために、「甲状腺等価線量の簡易検査」を直ちに行う、といった記述を入れてください。(放射性ヨウ素は8日間で半減期になる場合があるため、被ばくの状況を正しく判断するために、早急に必要な実施する必要があります。)</p> <p>(第2章4(6)イ(エ))</p>	<p>○国の原子力災害対策指針では、甲状腺モニタリングを避難退城時検査及び簡易除染の結果や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくが懸念される場合に行うこととしており、県では、避難所においては低線量被ばくの影響不安についての相談も行うこととしています。</p> <p>○県では、緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、ホールボディカウンタ等を配備し、公衆の被ばく線量評価体制を整備しています。</p> <p>○県では据付型のホールボディカウンタを2台(鳥取大学医学部附属病院、鳥取県立中央病院)、移動式ホールボディカウンタを1台整備し、測定体制を整えています。</p> <p>移動式ホールボディカウンタについては、中部・東部地域の避難所等を巡回する等によって、医療機関と連携して臨機に検査を行うこととしています。</p>

4 今後の予定

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案については、3月24日（火）に開催する鳥取県防災会議において審議される予定です。